

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 2月10日

栃木県監査委員 五十嵐 清
 同 山形 修治
 同 金井 弘行
 同 石崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
職員総務課	平成28年 8月19日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが3件73,160円あった。	過支給については、平成28年6月例月給与処理において返納処理を行いました。 また、傷病休暇取得者については、これまでも手当の支給状況を確認してきましたが、一層厳格に確認することとしました。 なお、研修会や、総務事務センターだよりにおいて、連絡票の提出について周知を行い、手当の支給停止処理に該当する職員の把握に努めています。
建築課	平成28年 8月22日	収入・支出事務のうち、県営住宅整備事業費（補助）に係る県営扶桑住宅18号棟ほか解体工事において、年度内に完成及び完成検査が終了しているにもかかわらず、翌年度の予算で支出しているものが1件25,539,600円あった。	建築課で全ての発注工事の進捗状況について、月毎に各事業主管課に報告し、今後のスケジュール等の情報の共有化を図ります。 さらに、予算繰越申請時等、節目のタイミングで予算執行状況に関する相互チェックを行い、適正な予算執行に努めます。 また、工事担当職員に対しては、財務に関する内部研修を行い、知識の習得を図ります。
学校教育課	平成28年 8月22日	収入・支出事務のうち、学校教育振興費に係る印刷製本費の支出において、支出時期が遅延しているものが1件119,340円あった。	今後は、業務チェックリストを作成するとともに、複数の職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。